

令和3年度熊本県北合同観光PR事業業務実施要領

熊本県北観光協議会（以下「協議会」という。）が実施する「熊本県北合同観光PR事業業務」（以下「委託業務」という。）の委託業者を選定する企画コンペを次のとおり実施する。

1 業務の目的及び内容

別紙基本仕様書のとおり。

なお、この基本仕様書は委託業務に係る最低限の仕様を示したものである。

2 委託期間

委託契約締結日から令和4年3月11日まで

3 委託料

3,150,000円を上限とする。

（上記金額には、業務において発生する交通費や事務経費等の諸経費、消費税及び地方消費税を含む。また、提案にあたっての目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記の金額と必ずしも一致しない。）

4 参加資格等

企画コンペに参加できるものは、法人または複数法人で構成される団体であること。

また、法人は次に掲げる（1）～（4）の要件を全て満たしていること。

- （1）企画提案書受付期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- （2）企画提案書受付期間において、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- （3）企画提案書受付期間において、協議会を構成する4市町及び県から指名停止等の措置を受けていないこと。
- （4）暴力団又は暴力団員もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む）の統制下にいないこと。
- （5）法人格を有しており、九州管内において本店又は支店・営業所を有するものであること。

5 委託業者の決定方法

応募者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションをもとに、契約候補者を決定し、契約に関する協議が整った後、委託契約を締結するものとする。

6 企画コンペの説明会

企画コンペへの参加を希望する者に対して、次のとおり説明会を開催する。

- (1) 日時：令和3年7月20日（火）午前10時～
- (2) 場所：菊池市役所3階306委員会室
- (3) 内容：事業の趣旨及び仕様等について
企画提案の手続きについて
その他留意事項等
- (4) 備考：会場の都合により、参加者は1事業者につき2名までとする。参加希望者は、7月19日（月）正午までに、下記連絡先（以下「連絡先」という。）に、メールにより会社名及び参加者の氏名を連絡すること。
連絡先 [E-mail] shoukan@city.kikuchi.lg.jp
[担当] 菊池市役所経済部商工観光課 森永 美香

7 企画コンペの参加登録

企画コンペへの参加を希望する者は、令和3年7月26日（月）午後5時までに、参加表明書（様式1）を下記連絡先にメールで提出し、送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。なお、参加表明書の提出がない者は、企画コンペに参加しないものとみなす。

連絡先 [E-mail] shoukan@city.kikuchi.lg.jp
[電話]0968-25-7223
[担当] 菊池市役所経済部商工観光課 森永 美香

8 質問と回答

- (1) 本企画コンペに関する質問は、説明会会場で受け付け回答する。なお、質問は、可能な限り事前にメールで提出し（様式自由）、送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。（メール送信先、電話連絡先は上記7と同じ。）
- (2) 説明会以降の質問は、令和3年7月21日（水）正午までにメールで提出することとし、それ以降は受け付けない。なお、送信後、上記（1）同様、電話連絡を行うこと。
- (3) 説明会以降の質問は、説明会に参加した者、企画コンペ参加表明書の提出者及び当該企画コンペについて質問した者へメールで回答する。

9 企画提案書の提出

- (1) 提出書類
 - ① 参加表明書（様式1）
 - ② 参加申込書（様式2）
 - ③ 業務提案説明書（様式3）
 - ③ 業務提案企画書（様式自由）
 - ④ 委託業務実施スケジュール（様式自由）
 - ⑤ 参考見積書（様式自由）

⑥ その他（責任者や主担当者の類似事業の実績等（過去2年間程度））

(2) 提出部数

5部（うち正本1部）

(3) 提出期限

令和3年8月4日（水）午後5時まで

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 提出場所

〒861-1392 熊本県菊池市隈府 888

菊池市役所経済部商工観光課

(6) プレゼンテーション

日付：令和3年8月17日（火）

場所：菊池市役所3階306委員会室 ※時間については別途連絡。

※プレゼンテーションは、下記10に基づき作成した企画提案書を基に行うこと。

10 企画提案書の作成方法

(1) 用紙はA4サイズ・両面印刷とする。ただし、図表等の表現の都合上、一部用紙サイズ・印刷方法を変更することは差し支えない。

(2) 企画提案書は図表等を含めて30ページ以内とする。

11 受託者の選定方法

10(1)の提出書類及びプレゼンテーションをもとに、次のとおり行う。

(1) 1次審査

次の次項について、別に定める審査要領に基づき1次審査（書類審査）を行い、上位5社程度を選定するものとする。

分類	評価項目	配点
形式評価	・基本仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20点
体制評価	・本業務の遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20点
内容評価	・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。 ・提案内容は、実現可能か、実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。 ・見積金額は適正か。	20点

（60点満点）

(2) 2次審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、別に定める審査要領に基づき2次審査（プレゼンテーション）を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

分類	評価項目	配点
実施体制	<ul style="list-style-type: none">・業務遂行に当たり、十分な知識・ノウハウ・類似業務の受託実績があるか。・業務遂行のために必要な実施体制（対応人数、役割分担、責任体制等）がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。・業務に取り組む意欲、積極性が感じられるか。・業務スケジュールは計画的で、事業実施が可能なものとなっているか。	40点
企画内容	<p>【PR方法】</p> <ul style="list-style-type: none">・事業目的や観光素材をふまえた戦略的かつ的確な手法となっているか。 <p>【ターゲット・場所設定】</p> <ul style="list-style-type: none">・ターゲットを明確に設定しているか（時期・場所・年齢層など） <p>【魅力・アイデア】</p> <ul style="list-style-type: none">・提案内容は創意工夫に溢れ、魅力的で興味を惹くものか。 <p>【実現性】</p> <ul style="list-style-type: none">・提案された内容は、現実的で実現可能なものとなっているか。 <p>【効果・継続性】</p> <ul style="list-style-type: none">・この企画を通じて得られた成果が次年度以降の誘客につながるようなものになっているか。 <p>【自由提案】</p> <ul style="list-style-type: none">・仕様書の内容を上回る追加提案等、創意工夫がみられるか。	60点

(100点満点)

1.2 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1) 期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2) 本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3) 企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

1.3 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

1.4 日程

- (1) 企画コンペ説明会 令和3年7月20日（火）午前10時から
場所：菊池市役所3階306委員会室

- (2) 参加表明書提出期限 令和3年7月26日(月)午後5時
- (3) 企画提案書提出期限 令和3年8月4日(水)午後5時
- (4) プレゼンテーション 令和3年8月17日(火)
場所：菊池市役所3階306委員会室
- (5) 業務委託事業者の決定 令和3年8月中旬
- (6) 業務委託契約の締結 令和3年8月下旬

15 その他

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。
- (3) 企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4) 企画コンペは、参加者が1社であっても実施する。
- (5) 契約候補者が、必要な契約条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。
- (6) 協議会と契約候補者は委託業務に係る基本仕様書について協議し、本仕様書を作成したうえで委託契約を締結する。なお本仕様書の内容に提案内容が十分反映されない場合がある。
- (7) 契約の相手方は、協議会が指定する日時までに、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額の納付を要する。なお、契約保証金は、契約上の義務を履行したときに返還する。
- (8) (7)に関わらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。
 - ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証契約に係る保険証書を提出したとき。
 - イ 契約の相手方が過去2年の間に国(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。第87条及び第95条において同じ。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。第87条及び第95条において同じ。)と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したと証する書類を提出したとき。